

新潟県にお住まいのがん等の患者さんへ

にんようせい

妊孕性温存療法・温存後生殖補助医療の費用助成のご案内

がんなどの治療により、卵巣、精巣等の機能が影響を受け、妊孕性（妊娠するための力）が低下することがあります。

新潟県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者さんが希望を持ってがん治療に取り組めるように、妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法で凍結した卵や精子等を用いた温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成しています。

1 助成の対象となる方 ※①～⑥のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 申請日において新潟県内に住所を有する方
- ② 妊孕性温存療法…温存治療の凍結保存時における年齢が43歳未満の方
温存後生殖補助医療…温存後生殖補助医療の治療期間初日における妻の年齢が原則43歳未満の夫婦
- ③ 下記 **2** に示すいずれかの原疾患の治療を受けられる方
- ④ 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- ⑤ 妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療を受けること及び研究への参加協力への同意をいただける方
- ⑥ 助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない方

2 助成の対象となる疾患

- ア) 「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する治療ガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療
- イ) 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患（乳がん(ホルモン療法) 等)
- ウ) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
(再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンconi貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症 等)
- エ) アルキル化剤が投与される非がん疾患
(全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病 等)

3 助成の対象となる治療と助成回数及び助成上限額

妊孕性温存療法

【回数】

通算2回まで

※新潟県以外の都道府県で妊孕性温存療法の治療費助成を受けた場合も含まず

【上限額】

対象となる治療	助成上限額/回
ア 受精卵凍結に係る治療	35万円
イ 卵子凍結に係る治療	20万円
ウ 卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円
エ 精子凍結に係る治療	2万5千円
オ 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

温存後生殖補助医療

【回数】

通算6回(40歳以上43歳未満は通算3回)まで

※新潟県以外の都道府県で温存後生殖補助医療の治療費助成を受けた場合も含まず

【上限額】

対象となる治療	助成上限額/回
カ アで凍結した受精卵を用いた生殖補助医療	10万円
キ イで凍結した卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ^{※1}
ク ウで凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ^{※1~4}
ケ エ及びオで凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ^{※1~4}

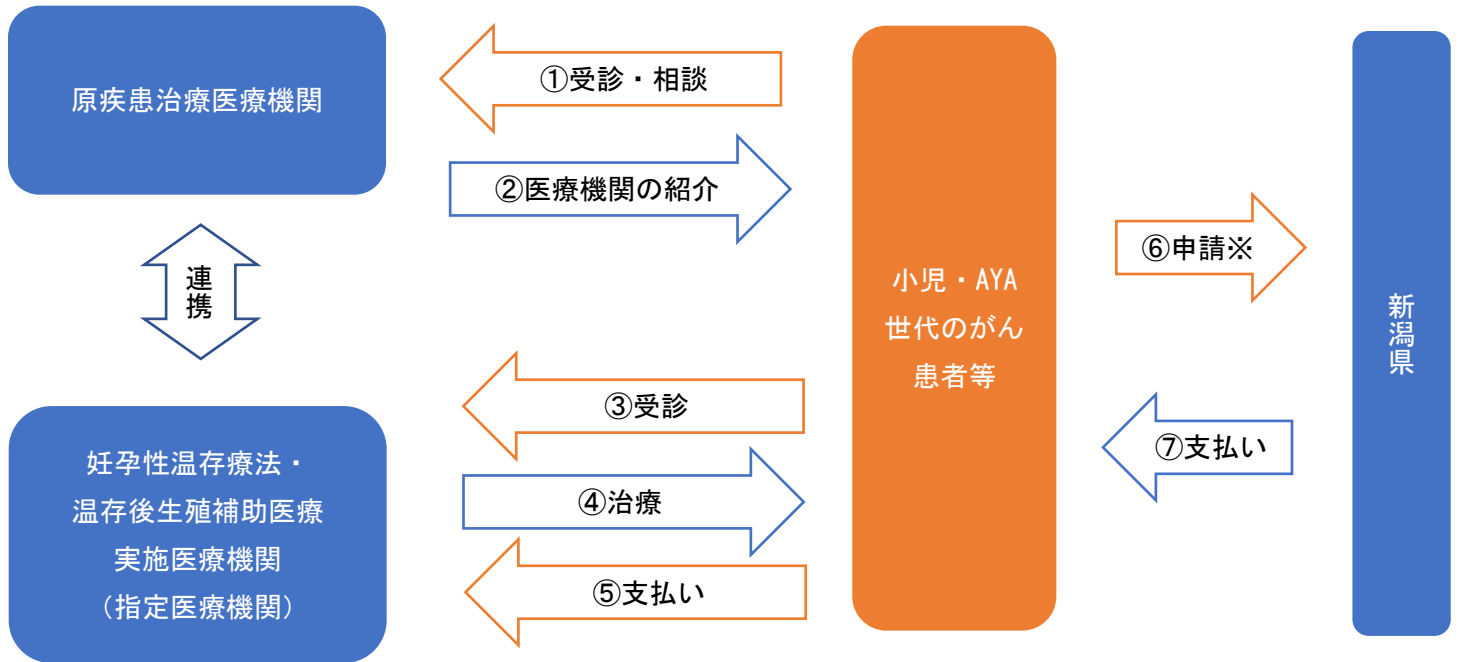
※1 以前に凍結した胚を解冻し胚移植を実施:10万円

※2 人工授精を実施:1万円

※3 採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止:10万円

※4 卵胞が発達しない又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止:対象外

4 申請の流れ



※申請期限: 医療費を支払った日の属する年度の末日まで

5 申請に必要な書類

妊孕性温存療法

- (1) 助成事業参加申請書
- (2) 妊孕性温存療法実施医療機関が発行する証明書
- (3) 原疾患治療実施医療機関が発行する証明書
- (4) 夫婦であることを証明できる書類（胚凍結の場合）
- (5) 住民票の写し（原本）
- (6) 妊孕性温存療法に係る領収書（原本）
- (7) 通帳等の写し

温存後生殖補助医療

- (1) 助成事業参加申請書
- (2) 温存後生殖補助医療実施医療機関が発行する証明書
- (3) 原疾患治療実施医療機関が発行する証明書
※本県において妊孕性温存療法の申請に係る添付書類として既に提出している場合、再度の提出は不要
- (4) 夫婦であることを証明できる書類
- (5) 住民票の写し（原本）
- (6) 温存後生殖補助医療に係る領収書（原本）
- (7) 通帳等の写し

6 新潟県の指定医療機関

費用助成は、県が指定した「指定医療機関」での治療が対象となります。

医療機関名	所在地
新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区旭町通1番町754番地
ミアグレースクリニック新潟	新潟市中央区東万代町9-38 ロイヤルパークスER 万代1階

※他の都道府県で妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けた方は、当該都道府県の指定医療機関で治療した場合に助成の対象となります。他の都道府県の指定医療機関については、それぞれの都道府県にお問合せください。

新潟県が定める申請書類の様式は、新潟県ホームページよりダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/0435137.html>

【書類提出先・お問い合わせ先】 新潟県福祉保健部健康づくり支援課 成人保健係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (TEL:025-280-5199(係直通))

